

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-7724

(P2017-7724A)

(43) 公開日 平成29年1月12日(2017.1.12)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
B65D 5/44 (2006.01)	B65D 5/44 E	3E060
B65D 5/66 (2006.01)	B65D 5/66 3O1D	
B65D 5/54 (2006.01)	B65D 5/54 3O1K	

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 15 頁)

(21) 出願番号	特願2015-127468 (P2015-127468)	(71) 出願人	000202154 相互印刷株式会社 大阪府大阪市北区本庄西3丁目8番26号
(22) 出願日	平成27年6月25日 (2015.6.25)	(74) 代理人	100072213 弁理士 辻本 一義
		(74) 代理人	100119725 弁理士 辻本 希世士
		(74) 代理人	100163670 弁理士 松田 裕史
		(72) 発明者	辻田 信一 大阪府大阪市北区本庄西3丁目8番26号 相互印刷紙器株式会社内
		(72) 発明者	木下 尚俊 大阪府大阪市北区本庄西3丁目8番26号 相互印刷紙器株式会社内

最終頁に続く

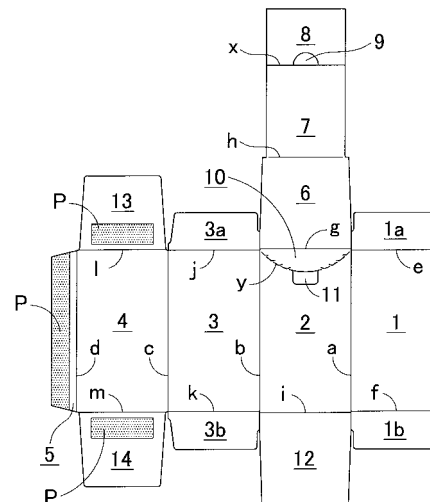
(54) 【発明の名称】 包装箱

(57) 【要約】

【課題】再封の操作性をより良く、確実に行なうことができ、開封、再封を繰り返し行なうのにも適した包装箱を提供する。

【解決手段】第一側面板1、正面板2、第二側面板3、背面板4を連設し、背面板に貼着板5を連設し、第一側面板にフラップ1a、1bを連設し、正面板上に上方外蓋6、上方中蓋7、及び下方外蓋12を連設し、上方中蓋に、保持板8を連設し、正面板に、折線と破断線とで囲まれた開封片10を設け、第二側面板にフラップ3a、3bを連設し、背面板に上方内蓋13、下方内蓋14を連設し、さらに上方中蓋7の裏面の上半部と、保持板8の裏面の上半部を貼着部Pとし、貼着板の表面と、上方内蓋の表面及び下方内蓋の表面を貼着部とし、前記各折線にしたがって各構成板を折り曲げ、各貼着部を貼着して、上蓋を上方外蓋、上方中蓋及び上方内蓋の三重蓋とし、下蓋を下方外蓋及び下方内蓋の二重蓋とした。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

第一側面板、正面板、第二側面板、背面板を各折線を介して順次連設し、この背面板の側方に、折線を介して貼着板を連設し、

第一側面板には、折線を介して上方向にフラップを連設し、折線を介して下方向にフラップを連設し、

正面板には、各折線を介して上方向に上方外蓋、上方中蓋を順次連設し、この上方中蓋に、破断線を介して上方向に保持板を連設し、さらに正面板の上部に、折線と、この折線の両端を起点として下方向に形成した破断線とで囲まれた開封片を設け、さらに折線を介して下方向に下方外蓋を連設し、

第二側面板には、折線を介して上方向にフラップを連設し、折線を介して下方向にフラップを連設し、

背面板には、折線を介して上方向に上方内蓋を連設し、折線を介して下方向に下方内蓋を連設し、

さらに、上方中蓋の裏面の少なくとも上半部と、保持板の裏面の少なくとも上半部を貼着部とし、貼着板の表面と、上方内蓋の表面の少なくとも下側部、及び下方内蓋の表面の少なくとも上側部を貼着部とし、

前記各折線にしたがって各構成板を折り曲げ、各貼着部を貼着することにより、上蓋を上方外蓋、上方中蓋及び上方内蓋の三重蓋とし、下蓋を下方外蓋及び下方内蓋の二重蓋としたことを特徴とする包装箱。

【請求項 2】

正面板の破断線の下方には、この破断線の中央の一部を一辺とする切欠部を設けていることを特徴とする請求項 1 記載の包装箱。

【請求項 3】

保持板の連設長さを、正面板の折線から切欠部の最下位までの長さよりも長くし、保持板の幅を、正面板の幅よりも短くしていることを特徴とする請求項 1 記載の包装箱。

【請求項 4】

保持板には、破断線の中央の一部を弦とする切欠部を設けていることを特徴とする請求項 1 または 2 記載の包装箱。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

この発明は、薬品、化粧品、飲料などの商品が入った容器等を収納するシールエンドカートン型の包装箱に関するものである。

【背景技術】**【0002】**

この種の包装箱は、前記商品の入った容器等を収納して搬送され、店頭等に陳列される。そして、店頭等に陳列された商品の購入者が、その包装箱を開封して、商品の入った容器を出し入れした後に、その包装箱を再封できるようにしている。このように開封した後に再封できるようにした包装箱は、従来から数多く存在している。

【0003】

このような包装箱としては、例えば図 1 2、1 3 に示したように、両端に開口部を有する角筒状の周壁部 2 0 と、周壁部 2 0 の上端に連なる 4 枚のフラップ 2 1, 2 2, 2 3, 2 4 と、周壁部 2 0 の下端に連なる 4 枚のフラップ 2 5, 2 6, 2 7, 2 8 とを備えたものとしている（特許文献 1）。

【0004】

この包装箱の周壁部 2 0 は、正面板 3 1 と、背面板 3 2 と、第一側面板 3 3 及び第二側面板 3 4 とを有し、第一側面板 3 3 は、互いに重なり合う外側の側面板 3 5 と内側の側面板 3 6 とで構成されている。

10

20

30

40

50

【 0 0 0 5 】

この包装箱の上端に連なる4枚のフラップ21, 22, 23, 24は、正面板31の上端に連なる上方外蓋を形成する外フラップ21、背面板32の上端に連なる上方内蓋を形成する内フラップ22、第一側面板33の上端に連なるサイドフラップ23、及び第二側面板34の上端に連なるサイドフラップ24としている。

【 0 0 0 6 】

この包装箱の下端に連なる4枚のフラップ25, 26, 27, 28は、正面板31の下端に連なる下方外蓋を形成する外フラップ25、背面板32の下端に連なる下方内蓋を形成する内フラップ26、第一側面板33の下端に連なるサイドフラップ27、及び第二側面板34の下端に連なるサイドフラップ28としている。

10

【 0 0 0 7 】

さらに、このような包装箱としては、例えば図14、15に示したように、正面板41、第一側面板42、背面板43、第二側面板44が順に連設され、第二側面板44の側方には、組み立て状態で正面板41の裏面側に対向し糊付される裏面板45が連設されたものとしている(特許文献2)。

【 0 0 0 8 】

この包装箱の正面板41は、天面側の一端部に外蓋片46が延設され、底面側の一端部にも、外蓋片46とほぼ同形の外蓋片47が延設されている。

【 0 0 0 9 】

この包装箱の第一側面板42は、天面側の一端部にフラップ48が延設され、底面側の一端部にも、フラップ48と同形のフラップ49が延設されている。

20

【 0 0 1 0 】

この包装箱の背面板43は、天面側の一端部に内蓋片50が延設され、底面側の一端部にも、内蓋片50とほぼ同形の内蓋片51が延設されている。

【 0 0 1 1 】

この包装箱の第二側面板44は、天面側の一端部にフラップ48とほぼ同形のフラップ52が延設され、底面側の一端部にも、フラップ52と同形のフラップ53が延設されている。

【 先行技術文献 】

【 特許文献 】

30

【 0 0 1 2 】

【 特許文献1 】 特許第5602972号公報

【 特許文献2 】 特開2013-227036号公報

【 発明の概要 】

【 発明が解決しようとする課題 】

【 0 0 1 3 】

上記従来包装箱は、特許文献1に示されたものでは、正面板31の折線31aと切取線37とで囲まれた被押圧部38を外側から押し込むことにより、被押圧部38を切取線37に沿って切り取ることができ、これにより容易に開封されたとしており、また開封後も、正面板31の内側に重ねられた内板部39の内側に被押圧部38を差し込むことにより、この被押圧部38が内板部39に接触して保持されることにより、容易に再封されたとしている。

40

【 0 0 1 4 】

さらに、特許文献2に示された包装箱でも、正面板41の折線41aと、この正面板41の両端から形成された破断線41bとで囲まれた開封部54を摘み上げることにより、開封部54を破断線41bに沿って破断することができ、これにより容易に開封されたとしており、また開封後も、正面板41の内側に重ねられた裏面板45の上端内側に開封部54を差し込むことにより、この開封部54が裏面板45に接触して保持されることにより、容易に再封されたとしている。

【 0 0 1 5 】

50

しかしながら、上記従来の特許文献 1 に示された包装箱は、被押圧部 3 8 を外側から押し込むことにより切取線 3 7 に沿って切り取るため、このとき同時に内板部 3 9 も押し込まれ、この内板部 3 9 の上部左右が切断されると共に内板部 3 9 が内方に倒れ込んでしまう。そのため、この倒れ込んだ内板部 3 9 の内側に被押圧部 3 8 を差し込むのは困難となり、再封がしにくくなるという問題点を有していた。

【0016】

さらに、上記従来の特許文献 2 に示された包装箱は、正面板 4 1 の内側に裏面板 4 5 を重ね合わせ糊付けされているため、この裏面板 4 5 の厚さ分、開封部 5 4 を内方に押し込んで、この開封部 5 4 を裏面板 4 5 の上端内側に差し込まなければならない。そのため、裏面板 4 5 の上端内側に開封部 5 4 を差し込むのは困難となり、再封がしにくくなるという問題点を有していた。

10

【0017】

また、上記従来の特許文献 1、2 に示された包装箱は、開封、再封を繰り返し行なう上蓋はともに二重蓋としている。すなわち、特許文献 1 に示されたものでは、正面板 3 1 の上端に連なる上方外蓋を形成する外フラップ 2 1 と、背面板 3 2 の上端に連なる上方内蓋を形成する内フラップ 2 2 の二重蓋としており、特許文献 2 に示されたものでは、正面板 4 1 の一端部に延設された外蓋片 4 6 と、背面板 4 3 の一端部に延設された内蓋片 5 0 の二重蓋としている。そのため、開封、再封を繰り返し行なうには、未だ剛性が不充分であるという問題点を有していた。

【0018】

20

そこで、この発明は、上記従来の問題点を解決するものであり、開封の操作が容易であり、開封後も容易に再封できるのは言うまでもなく、その再封の操作性もより良くなり、再封を確実にすることができ、さらに開封、再封を繰り返し行なうのにも適した包装箱を提供することを目的としてなされたものである。

【課題を解決するための手段】

【0019】

この発明の包装箱は、第一側面板 1、正面板 2、第二側面板 3、背面板 4 を折線 a、b、c を介して順次連設し、この背面板 4 の側方に、折線 d を介して貼着板 5 を連設している。第一側面板 1 には、折線 e を介して上方向にフラップ 1 a を連設し、折線 f を介して下方向にフラップ 1 b を連設している。正面板 2 には、折線 g、h を介して上方向に上方外蓋 6、上方中蓋 7 を順次連設し、この上方中蓋 7 に、破断線 x を介して上方向に保持板 8 を連設している。正面板 2 の上部には、折線 g と、この折線 g の両端を起点として下方向に形成した破断線 y とで囲まれた開封片 1 0 を設けている。さらに正面板 2 には、折線 i を介して下方向に下方外蓋 1 2 を連設している。第二側面板 3 には、折線 j を介して上方向にフラップ 3 a を連設し、折線 k を介して下方向にフラップ 3 b を連設している。背面板 4 には、折線 l を介して上方向に上方内蓋 1 3 を連設し、折線 m を介して下方向に下方内蓋 1 4 を連設している。また、上方中蓋 7 の裏面の少なくとも上半部と、保持板 8 の裏面の少なくとも上半部を貼着部 P とし、貼着板 5 の表面と、上方内蓋 1 3 の表面の少なくとも下側部、及び下方内蓋 1 4 の表面の少なくとも上側部を貼着部 P としている。そして、この発明の包装箱は、前記各折線にしたがって各構成板を折り曲げ、各貼着部 P を貼

30

40

【0020】

この発明の包装箱において、正面板 2 の破断線 y の下方には、この破断線 y の中央の一部を一辺とする切欠部 1 1 を設けている。

【0021】

この発明の包装箱において、保持板 8 の連設長さを、正面板の折線から切欠部の最下位までの長さよりも長くし、保持板 8 の幅を、正面板の幅よりも短くしている。

【0022】

この発明の包装箱において、保持板 8 には、破断線 x の中央の一部を弦とする切欠部 9

50

を設けている。

【発明の効果】

【0023】

この発明の包装箱は、正面板2の上部に設けた開封片10を捲り上げることで、開封が容易となり、開封後も、正面板2に貼着した保持板8の内側に、開封片10を差し込み易くなり、再封の操作性がより良くなり、再封を確実にこなうことができるものとなる。

【0024】

さらに、この発明の包装箱は、上蓋を上方外蓋6、上方中蓋7及び上方内蓋13の三重蓋にしたので、剛性が充分なものとなり、上蓋の開閉操作がスムーズに行なえるので、開封、再封を繰り返し行なうのにも適したものとなる。

【図面の簡単な説明】

【0025】

【図1】この発明の包装箱の展開した状態を示す表面図である。

【図2】この発明の包装箱の展開した状態を示す裏面図である。

【図3】この発明の包装箱の図2の状態からの組み立て順序を説明図である。

【図4】この発明の包装箱の図3の状態からの組み立て順序を説明図である。

【図5】この発明の包装箱の図4の状態からの組み立て順序を説明図である。

【図6】この発明の包装箱の図5の状態からの組み立て順序を説明図である。

【図7】この発明の包装箱を組み立てた状態を示す斜視図である。

【図8】図7中のA-A線によるこの発明の包装箱の断面図である。

【図9】この発明の包装箱の開封状態を示す斜視図である。

【図10】この発明の包装箱の再封状態を示す斜視図である。

【図11】図10中のB-B線によるこの発明の包装箱の断面図である。

【図12】従来包装箱の一例を示す斜視図である。

【図13】図12に示す包装箱を筒状に組み立てた状態を示す斜視図である。

【図14】従来包装箱の他の例を示す展開図である。

【図15】図14に示す包装箱を筒状に組み立てた状態を示す斜視図である。

【発明を実施するための形態】

【0026】

以下、この発明の包装箱を実施するための形態を、図面に基づいて詳細に説明する。

【0027】

図1はこの発明の包装箱を展開した状態を示す表面図であり、図2はこの発明の包装箱を展開した状態を示す裏面図である。

【0028】

この発明の包装箱は、第一側面板1、正面板2、第二側面板3、背面板4を折線a、b、cを介して横方向に順次連設している。さらに、背面板4の側方には、折線dを介して貼着板5を連設している。この実施形態では、第一側面板1、正面板2、第二側面板3、背面板4は、それぞれ略同状にしている。

【0029】

第一側面板1には、折線eを介して上方向にフラップ1aを連設し、折線fを介して下方向にフラップ1bを連設している。この実施形態では、フラップ1aの連設長さは、後に述べる上方外蓋6の連設長さの略半分よりも短く(約35~45%の長さに)しており、フラップ1bの連設長さは、後に述べる下方外蓋12の連設長さの略半分よりも短く(約35~45%の長さに)している。

【0030】

正面板2には、折線g、hを介して上方向に上方外蓋6、上方中蓋7を順次連設している。さらに、上方中蓋7には、破断線xを介して上方向に保持板8を連設している。この実施形態では、上方外蓋6の幅は、正面板2の幅と等しくしており、上方外蓋6の連設長さと上方中蓋7の連設長さは、等しくしており、上方中蓋7の幅は、正面板2の幅よりも少し短く(約80~90%の幅に)している。さらに、保持板8の連設長さは、正面板2

10

20

30

40

50

の折線 g から後に述べる切欠部 11 の最下位までの長さよりも長くしており、保持板 8 の幅は、正面板 2 の幅よりも少し短く（約 80 ~ 90 % の幅に）している。また、保持板 8 には、破断線 x の中央の一部を弦とする略円弧状の切欠部 9 を設けている。なお、この切欠部 9 の形状は、略円弧状に限定されることはない。そして、正面板 2 の上部には、折線 g と、この折線 g の両端を起点として下方向に形成した円弧状の破断線 y とで囲まれた開封片 10 を設けている。さらに、正面板 2 の破断線 y の下方には、この破断線 y の中央の一部を一辺とする略四角状の切欠部 11 を設けている。なお、この切欠部 11 の形状は、略四角状に限定されることはない。また、正面板 2 には、折線 i を介して下方向に下方外蓋 12 を連設している。

【0031】

第二側面板 3 には、折線 j を介して上方向にフラップ 3a を連設し、折線 k を介して下方向にフラップ 3b を連設している。この実施形態では、フラップ 3a の連設長さは、上方外蓋 6 の連設長さの略半分よりも短く（約 35 ~ 45 % の長さに）しており、フラップ 3b の連設長さは、下方外蓋 12 の連設長さの略半分よりも短く（約 35 ~ 45 % の長さに）している。

【0032】

背面板 4 には、折線 l を介して上方向に上方内蓋 13 を連設し、折線 m を介して下方向に下方内蓋 14 を連設している。この実施形態では、上方内蓋 13 の連設長さは、上方外蓋 6 及び上方中蓋 7 の連設長さより少し短く（約 80 ~ 90 % の長さに）しているが、等しくしてもよい。さらに、下方内蓋 14 の連設長さは、下方外蓋 12 の連設長さより少し短く（約 80 ~ 90 % の長さに）しているが、等しくしてもよい。

【0033】

なお、図中の網かけで示した部分は粘着部 P としている。すなわち、上方中蓋 7 の裏面の少なくとも上半部の左右側端部と、保持板 8 の裏面の少なくとも上半部の左右側端部には、それぞれ適切な糊を塗布するなどして貼着部 P としている。なお、上方中蓋 7 の裏面の貼着部 P は、この上方中蓋 7 の裏面の全域としてもよく、保持板 8 の裏面の貼着部 P は、この保持板 8 の裏面の上半部の全域としてもよい。さらに、貼着板 5 の表面の全域と、上方内蓋 13 の表面の少なくとも下側部、及び下方内蓋 14 の表面の少なくとも上側部には、それぞれ適切な糊を塗布するなどして貼着部 P としている。なお、上方内蓋 13 の表面の貼着部 P は、この上方内蓋 13 の表面の全域としてもよく、下方内蓋 14 の表面の貼着部 P は、この下方内蓋 14 の表面の全域としてもよい。

【0034】

以上のように構成したこの発明の包装箱は、前記各折線にしたがって各構成板を折り曲げ、各貼着部 P を貼着することにより、図 7、8 に示したように、上蓋が上方外蓋 6、上方中蓋 7 及び上方内蓋 13 の三重蓋となり、下蓋が下方外蓋 12 及び下方内蓋 14 の二重蓋となる。

【0035】

以下、この発明の包装箱の組み立て順序について、詳細に説明する。

【0036】

まず、図 3 に示したように、折線 h にしたがって上方中蓋 7 を内側に折り曲げて、この上方中蓋 7 を上方外蓋 6 に、保持板 8 を正面板 2 に、それぞれ重ね合わせ、上方中蓋 7 を上方外蓋 6 に、保持板 8 を正面板 2 に、それぞれ貼着部 P で貼着する。

【0037】

そこで、図 4 に示したように、折線 c にしたがって背面板 4 を内側に折り曲げて、この背面板 4 を第二側面板 3 に重ね合わせると共に、貼着板 5 を正面板 2 の側部に重ね合わせる。そして、図 4 に示した状態から、折線 a にしたがって第一側面板 1 を内側に折り曲げて、この第一側面板 1 を正面板 2 に重ね合わせると共に、第一側面板 1 の側部を貼着板 5 に重ね合わせ、この第一側面板 1 の側部を貼着板 5 の貼着部 P に貼着すると、図 5 に示した状態となる。

【0038】

10

20

30

40

50

次に、図 5 に示した状態から、この発明の包装箱に左右方向から力を加えると、第一側面板 1 及び背面板 4 がそれぞれ起き上がり、正面方向から見ると図 6 に示した状態となる。そして、図 6 に示した状態から、包装箱の下部において、フラップ 1 b、3 b を内側に 90 度折り返し、下方内蓋 1 4 を内側に 90 度折り曲げて、この下方内蓋 1 4 をフラップ 1 b、3 b に重ね合わせる。さらに、下方外蓋 1 2 を内側に 90 度折り曲げて、この下方外蓋 1 2 を下方内蓋 1 4 の貼着部 P に貼着すると、包装箱の下部が閉鎖される。その後、医薬品や食品等の商品が入った容器を、包装箱の上部から箱体内部に収納する。

【0039】

一方、図 6 に示した状態から、包装箱の上部において、フラップ 1 a、3 a を内側に 90 度折り返し、上方内蓋 1 3 を内側に 90 度折り返して、この上方内蓋 1 3 をフラップ 1 a、3 a に重ね合わせる。さらに、上方外蓋 6 を内側に 90 度折り曲げて、この上方外蓋 6 に貼着している上方中蓋 7 を上方内蓋 1 3 に重ね合わせ、この上方中蓋 7 を上方内蓋 1 3 の貼着部 P に貼着すると、包装箱の上部が閉鎖され、図 7 に示した状態となる。

10

【0040】

なお、この発明の包装箱は、図 5 に示した状態で、輸送したり保管したりしておくこともできる。この図 5 に示した状態では、この発明の包装箱は、偏平状に折り置かれたものとなっているので、輸送したり、保管したりするなどの際には、場所をとらず、非常に便利なものとなる。

【0041】

そして、この発明の包装箱を開封したり、再封したりするには、次のようにして行なう。

20

【0042】

まず、この発明の包装箱を開封するには、図 7 に示した状態において、正面板 2 の切欠部 1 1 から開封片 1 0 に指先を引っ掛け、開封片 1 0 を指で捲り上げると、破断線 y に沿ってこの開封片 1 0 が正面板 2 から切断される。そして、そのまま開封片 1 0 を引き上げると、上方中蓋 7 と保持板 8 とが破断線 x から切断され、上方中蓋 7 が上方外蓋 6 に貼着し、保持板 8 が正面板 2 に貼着した状態で、上方外蓋 6、上方中蓋 7 及び上方内蓋 1 3 の三重蓋となった包装箱の上蓋が開封され、図 9 に示した状態となる。

【0043】

そこで、図 9 に示した状態から、第一側面板 1 のフラップ 1 a と第二側面板 3 のフラップ 3 a を引き上げると、包装箱の上部が開放されるので、商品が入った容器の出し入れができる。

30

【0044】

次に、この発明の包装箱を再封するには、図 9 に示した状態から、第一側面板 1 のフラップ 1 a と第二側面板 3 のフラップ 3 a を押し下げると共に、上方外蓋 6、上方中蓋 7 及び上方内蓋 1 3 の三重蓋となった上蓋を押し下げ、正面板 2 に貼着した保持板 8 の内側に、開封片 1 0 を指で押さえて差し込むと、この保持板 8 の内側に開封片 1 0 が保持されることにより、上蓋が再封され、図 10 に示した状態となる。

【0045】

この再封操作において、図 9 に示した状態では、保持板 8 の幅を正面板 2 の幅よりも少し短く（約 80 ~ 90 % の幅に）しているため、正面板 2 と保持板 8 の間には空間 S が形成され、保持板 8 が外方に押し出し易くなっている。したがって、開封片 1 0 を保持板 8 の内側に差し込むときに、この保持板 8 を外方に押し出しつつ差し込めば、その差し込み操作がし易くなり、再封の操作性がより良くなり、再封を確実に行なうことができる。

40

【0046】

さらに、この発明の包装箱は、保持板 8 に切欠部 9 を設けているので、前記したように正面板 2 に貼着した保持板 8 の内側に開封片 1 0 を差し込む場合に、この切欠部 9 に開封片 1 0 を押さえた指を逃がすことができるので、その操作が非常にし易くなる。

【0047】

そして、この発明の包装箱は、上蓋を上方外蓋 6、上方中蓋 7 及び上方内蓋 1 3 の三重

50

蓋にしたので、剛性が充分なものとなり、上蓋の開閉操作がスムーズに行なえるものとなる。

【0048】

以上に述べたように、この発明の包装箱は、開封の操作が容易であり、開封後も容易に再封できるのは言うまでもなく、その再封の操作性もより良くなり、再封を確実に行なうことができ、さらに開封、再封を繰り返し行なうのに適したものとなるという優れた効果を有する。

【符号の説明】

【0049】

1 第一側面板

10

1 a、1 b フラップ

2 正面板

3 第二側面板

3 a、3 b フラップ

4 背面板

5 貼着板

6 上方外蓋

7 上方中蓋

8 保持板

9 切欠部

20

10 開封片

11 切欠部

12 下方外蓋

13 上方内蓋

14 下方内蓋

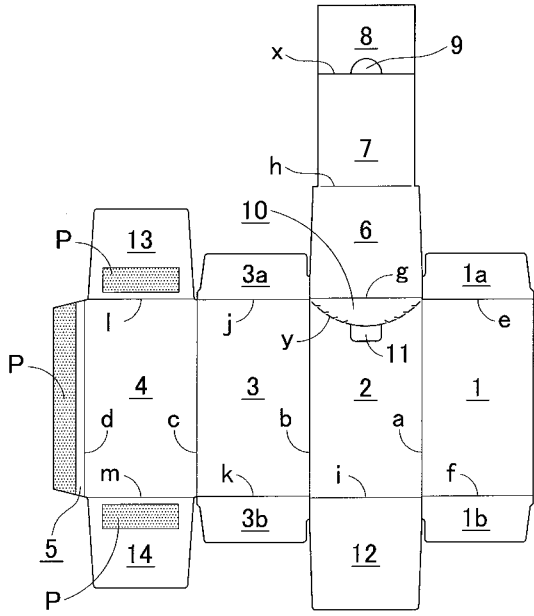
a ~ m 折線

x、y 破断線

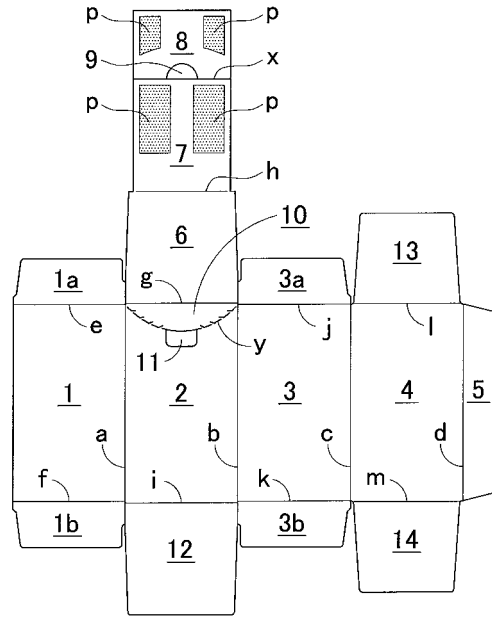
P 貼着部

S 空間

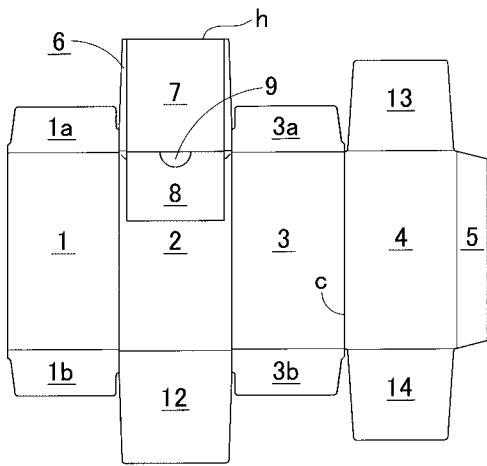
【図 1】



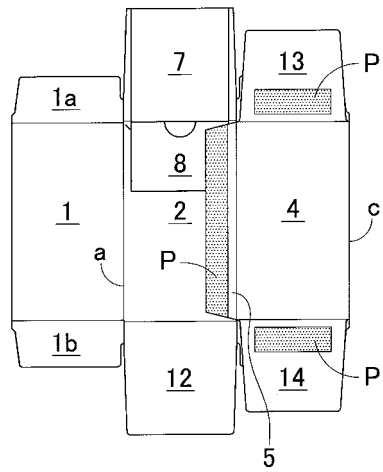
【図 2】



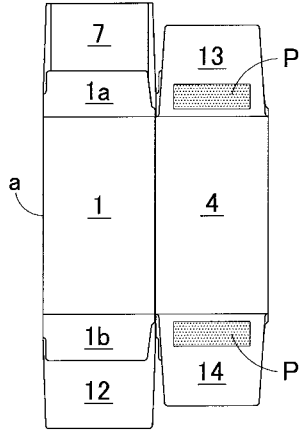
【図 3】



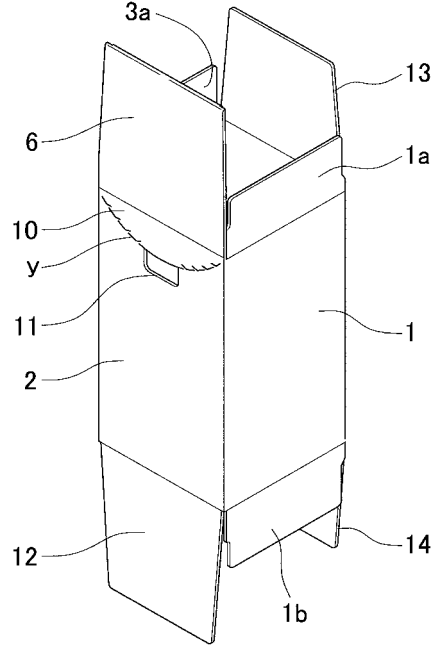
【図 4】



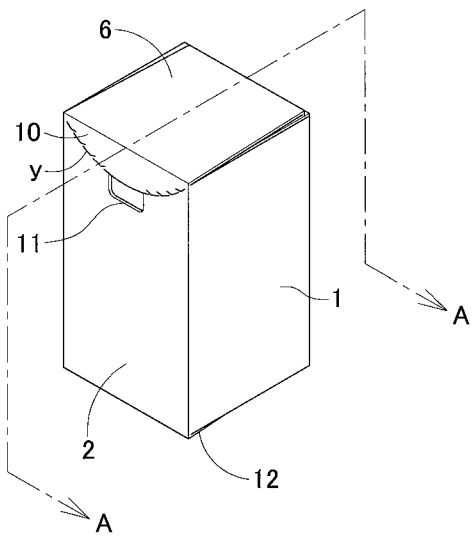
【 図 5 】



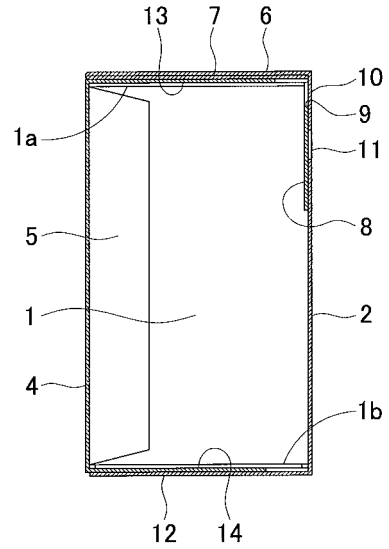
【 図 6 】



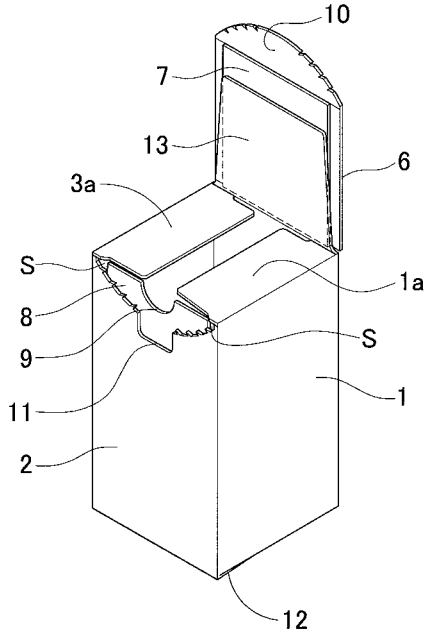
【 図 7 】



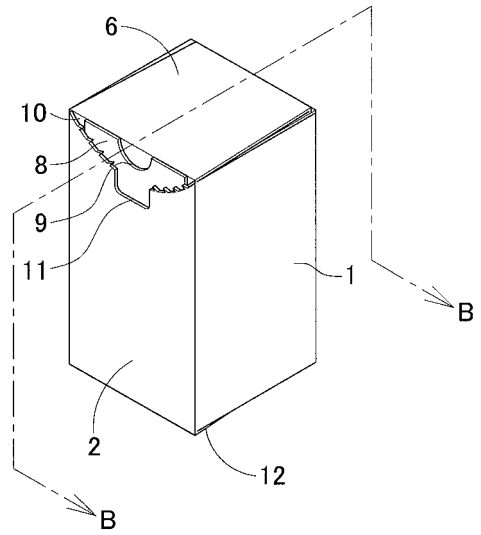
【 図 8 】



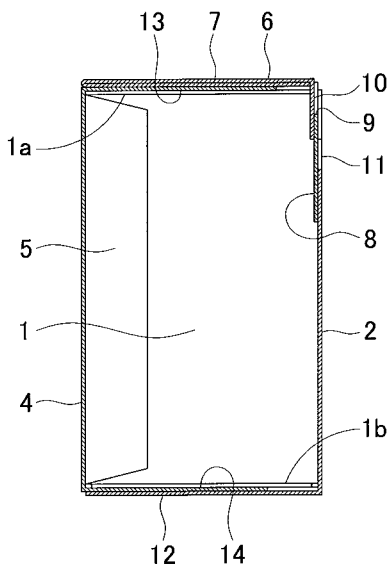
【 図 9 】



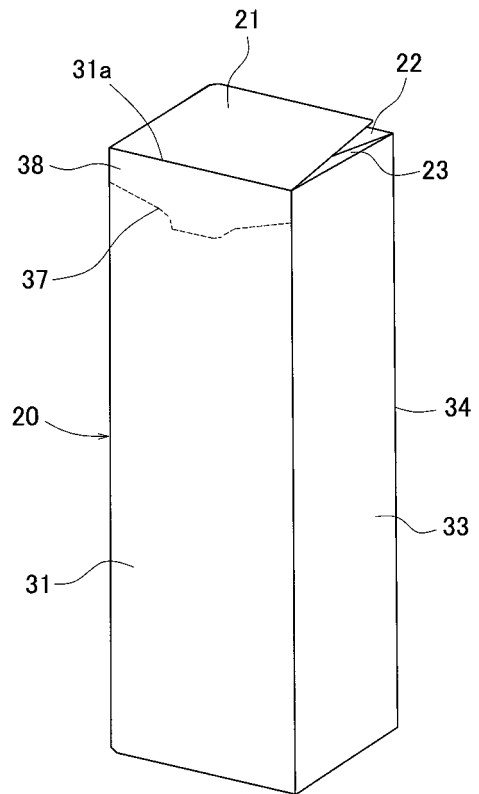
【 図 10 】



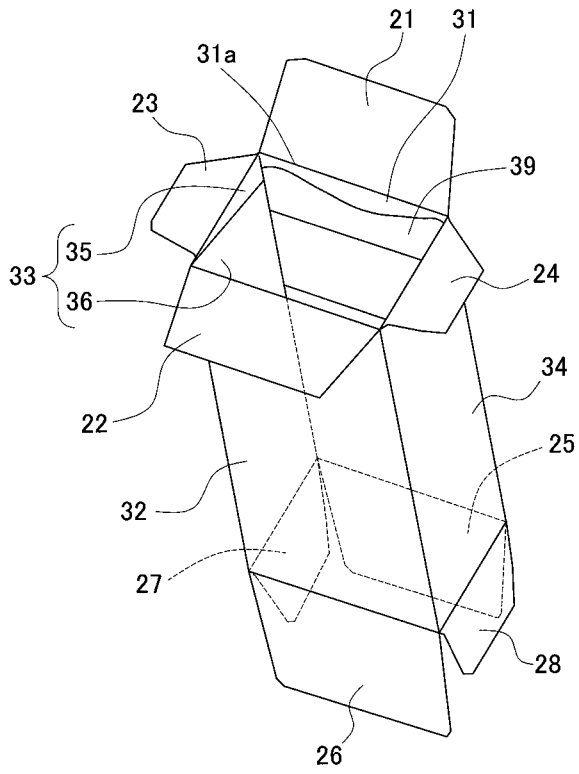
【 図 11 】



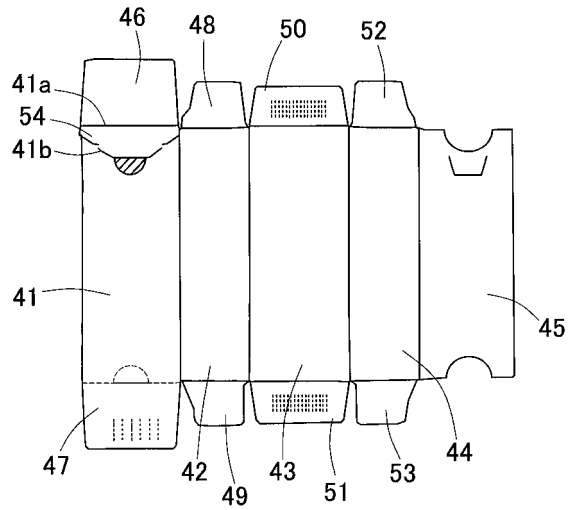
【 図 12 】



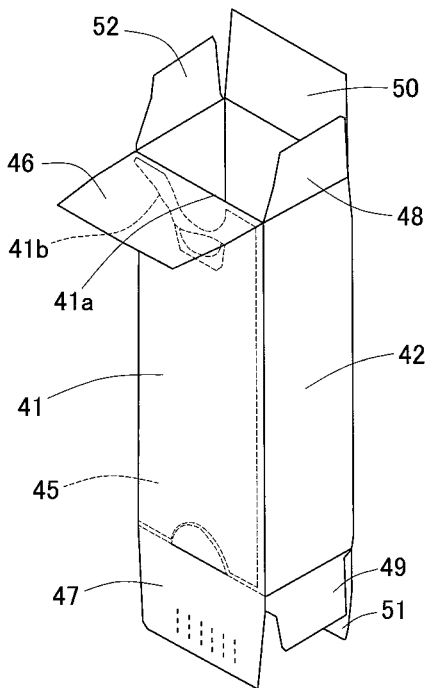
【 図 1 3 】



【 図 1 4 】



【 図 1 5 】



【手続補正書】

【提出日】平成28年5月12日(2016.5.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第一側面板、正面板、第二側面板、背面板を各折線を介して順次連設し、この背面板の側方に、折線を介して貼着板を連設し、

第一側面板には、折線を介して上方向にフラップを連設し、折線を介して下方向にフラップを連設し、

正面板には、各折線を介して上方向に上方外蓋、上方中蓋を順次連設し、この上方中蓋に、破断線を介して上方向に保持板を連設し、さらに正面板の上部に、折線から下方向に形成した破断線とで囲まれた開封片を設け、さらに折線を介して下方向に下方外蓋を連設し、

第二側面板には、折線を介して上方向にフラップを連設し、折線を介して下方向にフラップを連設し、

背面板には、折線を介して上方向に上方内蓋を連設し、折線を介して下方向に下方内蓋を連設し、

さらに、上方中蓋の裏面の少なくとも上半部と、保持板の裏面の少なくとも上半部を貼着部とし、貼着板の表面と、上方内蓋の表面の少なくとも下側部、及び下方内蓋の表面の少なくとも上側部を貼着部とし、

前記各折線にしたがって各構成板を折り曲げ、各貼着部を貼着した状態において、上蓋を上方外蓋、上方中蓋及び上方内蓋の三重蓋とし、下蓋を下方外蓋及び下方内蓋の二重蓋としたことを特徴とする包装箱。

【請求項2】

正面板の破断線の下方には、この破断線の中央の一部を一辺とする切欠部を設けていることを特徴とする請求項1記載の包装箱。

【請求項3】

保持板の連設長さを、正面板の折線から切欠部の最下位までの長さよりも長くし、保持板の幅を、正面板の幅よりも短くしていることを特徴とする請求項1記載の包装箱。

【請求項4】

保持板には、破断線の中央の一部を弦とする切欠部を設けていることを特徴とする請求項1または2記載の包装箱。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

この発明の包装箱は、第一側面板1、正面板2、第二側面板3、背面板4を折線a、b、cを介して順次連設し、この背面板4の側方に、折線dを介して貼着板5を連設している。第一側面板1には、折線eを介して上方向にフラップ1aを連設し、折線fを介して下方向にフラップ1bを連設している。正面板2には、折線g、hを介して上方向に上方外蓋6、上方中蓋7を順次連設し、この上方中蓋7に、破断線xを介して上方向に保持板8を連設している。正面板2の上部には、折線gから下方向に形成した破断線yとで囲まれた開封片10を設けている。さらに正面板2には、折線iを介して下方向に下方外蓋12を連設している。第二側面板3には、折線jを介して上方向にフラップ3aを連設し、

折線 k を介して下方向にフラップ 3 b を連設している。背面板 4 には、折線 l を介して上方向に上方内蓋 1 3 を連設し、折線 m を介して下方向に下方内蓋 1 4 を連設している。また、上方中蓋 7 の裏面の少なくとも上半部と、保持板 8 の裏面の少なくとも上半部を貼着部 P とし、貼着板 5 の表面と、上方内蓋 1 3 の表面の少なくとも下側部、及び下方内蓋 1 4 の表面の少なくとも上側部を貼着部 P としている。そして、この発明の包装箱は、前記各折線にしたがって各構成板を折り曲げ、各貼着部 P を貼着した状態において、上蓋を上方外蓋 6、上方中蓋 7 及び上方内蓋 1 3 の三重蓋とし、下蓋を下方外蓋 1 2 及び下方内蓋 1 4 の二重蓋としている。

フロントページの続き

Fターム(参考) 3E060 AA03 AB05 BA03 BB03 CD02 CD12 CE04 CE07 CE15 CE18
CE22 CF05 DA14 DA16 EA14